

長崎県の出資団体の状況

直近の決算日: 令和 5年 3月 31日

団体名	(一財) 建設業情報管理センター			定款等に定める事業内容		
所管課名	土木部		監理課	建設業に係る情報の管理、提供及び企業評価制度について、その方法、在り方等に関する調査研究を行う。 建設業に係る適切な情報を円滑に管理し、提供するために必要とする技術開発を行う。 各行政庁（国土交通省・都道府県）の委託を受け、建設業許可及び経営事項審査に係る情報をデータベースに登録し、これを管理するほか蓄積した情報を必要に応じ行政庁に提供する。 経営事項審査に係る経営状況分析を実施する。		
資本金・基本金等の額 (千円) ※直近の決算日現在	長崎県	4,240	0.5			
	46都道府県	465,760	58.2			
	その他	330,000	41.3			
	合計	800,000	100.0			
県財政負担(千円) ※R4年度	補助金	負担金	委託料	貸付金残高	損失補償等残高	
			9,664			
今後の関与の方針	○印を記入	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 関与廃止	
	その理由	建設業法に基づく「建設業者の許可」及び「経営事項審査」に係る電算処理システムを開発・運営・管理しており、国及び全都道府県は(一財)建設業情報管理センターと同システムの使用について契約している。他に同様のシステムを扱っている業者がないので、今後の関与についても変わらない。				

長崎県の出資団体の状況

直近の決算日: 令和 5 年 3 月 31 日

団体名		(一財) 不動産適正取引推進機構		定款等に定める事業内容		
所管課名	土木部	建築課		定款 第二章 (目的及び事業)		
資本金・ 基本金等 の額 (千円) ※直近の決 算日現在	基本財産	700,000	100.0	(目的) 第 3 条 この法人は、不動産取引に関する紛争 (以下「紛争」という。) の未然防止を図り、及びその適正かつ迅速な処理を推進し、もって消費者の保護と宅地建物取引業の健全な発達に寄与することを目的とする。  (事業) 第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 一 地方公共団体及び事業者団体、消費者団体等の民間の団体に対する紛争の処理に関する助言及び支援 二 紛争の事例及び判例の収集その他紛争に関する調査研究 三 第一号に掲げる団体からの要請による特定紛争案件の処理 四 宅地建物取引士資格試験の実施 五 宅地建物取引業免許事務及び宅地建物取引士登録事務の処理システムの開発及び管理 六 第一号に掲げる団体の担当者に対する研修の実施 七 紛争の防止及び適正な処理に関する情報提供、啓蒙、宣伝、協力等 八 第二号に掲げる事業に関する業務の受託 九 その他この法人の目的を達成するために必要な事業 2 前項の事業は日本全国において行うものとする。		
	合計	700,000	100.0			
県財政負担 (千円) ※R4年度	補助金	負担金	委託料	貸付金残高	損失補償等残高	
			1,192			
今後の 関与の 方針	○印を記入	○ 現状維持	拡充	縮小	関与廃止	
	その理由	<p>機構は、当該法人の事業として不動産取引の紛争防止事業や不動産取引の調査研究を実施していることから、宅地建物取引業法及びその関連法令については十分に熟知し、法令改正への対応なども適切に実施できている。</p> <p>機構は、平成 2 年 9 月の運用開始から宅建システム管理・運営機関として適切にその責務を果たしてきたことから、過去のシステム更新の際の課題やその対応、過去 32 年間にわたるシステム改良の内容など、今後のシステムの円滑な運用に欠かせない知見を有している。</p> <p>機構における宅建システムの電算処理業務委託契約に係る会計処理は、宅建システム管理・運営機関であった 32 年間を通じて収支相償であり、経理的に安定している。</p> <p>機構における他の事業で宅建システムのデータを利用することはなく、宅建システム事業に悪影響を与える恐れは全くない。</p> <p>むしろ、機構が宅地建物取引士資格試験の事務を実施していることから、合格者データを迅速に宅建システムに取り込むことが可能となっており、当該試験事業と宅建システム事業を同一法人で行うことにはメリットがある。</p> <p>機構は、平成 2 年 9 月の宅建システムの運用開始以降、国の機関及び都道府県との業務委託契約に基づき、システムの運用、概ね 5 年ごとのシステム更新や開発、セキュリティ対策などにおいて、いずれも良好に業務を行い、過去においてトラブルの実績はなく、安定したシステムの管理・運営業務を行ってきた。</p> <p>また、規約改正後に改めて宅建システム管理・運営機関に決定された令和元年度以降においても、システムの安定した運用や機能改良に積極的に取り組むなど、適切にその職責を果たして来た。</p> <p>以上のことから、機構は、令和 5 年度以降の宅建システム管理・運営機関としての適性に、支障はないものと考えられる。</p> <p>また、不動産取引に関する紛争の未然防止を図り、及びその適正かつ迅速な処理を推進し、消費者の保護と宅地建物取引業の健全な発達に寄与していると認められるため。</p>				

長崎県の出資団体の状況

直近の決算日: 令和 5年 3月 31日

団体名	(一財) 建築コスト管理システム研究所			定款等に定める事業内容				
所管課名	土木部		建築課					
資本金・基本金等の額 (千円) ※直近の決算日現在	長崎県	1,000	0.3	①建築の生産コストに関する調査研究 ②建築のコスト管理技術に関する調査研究及び開発 ③建築の積算、設計、施工業務等のシステム化に関する調査研究 ④建築積算体系に関する調査研究 ⑤建築のコスト管理に関する情報の収集及び提供 ⑥建築技術のコストに関する評価 ⑦上記に掲げる事業に関する業務の受託 ⑧その他この法人の目的を達成するために必要な事業				
	その他	333,000	99.7					
	合計	334,000	100.0					
県財政負担(千円) ※R4年度	補助金	負担金	委託料	貸付金残高	損失補償等残高			
			2,321					
今後の関与の方針	○印を記入	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 関与廃止			
	その理由	<p>当該団体は、昭和58年に建設省と都道府県及び政令市により発足した「営繕積算システム開発利用協議会（以下、協議会）」において、公共建築工事の積算・コスト管理等のためのシステムとして共同開発された「営繕積算システムRIBC」、「建築コスト管理システムSIBC」ほかを、協議会の委託により管理・運営している団体であり、設立に際しては、国・地方公共団体等が出資を行っている。</p> <p>なお、上記のシステムは、当該団体との委託契約を行った者のみが利用可能であり、公共建築工事発注のために継続して利用する必要があるため、現状維持とする。</p>						

長崎県の出資団体の状況

直近の決算日: 令和 5年 3月 31日

団体名	(一財) 港湾空港総合技術センター			定款等に定める事業内容					
所管課名	土木部		港湾課						
資本金・ 基本金等 の額 (千円) ※直近の決 算日現在	長崎県	3,000	100.0	(1) 技術に関する調査研究 (2) システムに関する調査研究及びその開発 (3) 技術に関する情報の収集、分析及び提供 (4) 技術及びシステムに関する普及及び啓発、研 修会・講習会等の開催及び刊行物の発行 (5) 技術に関する審査及び評価 (6) 技術者の認定及び登録 (7) 総合的な技術支援					
	その他	<small>資本金・基本金等を 設定していない。</small>							
	合計	3,000	100.0						
県財政負担 (千円) ※R4年度	補助金	負担金	委託料	貸付金残高	損失補償等残高				
今後の 関与の 方針	○印を記入	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 関与廃止				
	その理由	港湾、海岸、空港及び海洋施設の建設・維持管理事業の技術及びシステムに関する調査研究の推進並びに事業実施の支援等を行うことにより、港湾整備及び空港整備等の推進と我が国経済の発展に寄与している。 今後とも、当センターの調査研究情報及び総合的な技術支援等を活用しながら、本県における港湾・海岸、空港等に係る課題に取り組んでいくため、出資を継続する必要がある。							

長崎県の出資団体の状況

直近の決算日: 令和 5年 3月 31日

団体名	(一財) 沿岸技術研究センター			定款等に定める事業内容									
所管課名	土木部		港湾課		(1) 沿岸域及び海洋の開発、利用、保全及び防災に関する港湾技術、空港技術及び造船技術並びにこれらに関連する技術の開発及び活用に係る調査、試験及び研究 (2) 沿岸域及び海洋に関する技術の国際整合性及び国際的な技術交流の促進に関する事業 (3) 沿岸域及び海洋に関する技術に係る事業 (4) 講演会、研究発表会の開催、出版物の刊行その他沿岸域及び海洋に関する技術に係る情報の収集及び普及に関する事業 (5) 港湾の施設の技術基準に関する確認業務に関する事業 (6) 沿岸域及び海洋に関する技術に係る知識及び能力を有する者の認定、登録及びこれに関連する事業								
資本金・基本金等の額 (千円) ※直近の決算日現在	長崎県	3,000	0.5										
	その他	597,000	99.5										
	合計	600,000	100.0										
県財政負担(千円) ※R4年度	補助金	負担金	委託料	貸付金残高	損失補償等残高								
今後の関与の方針	○印を記入	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 関与廃止								
	その理由	沿岸域及び海洋の開発、利用、保全及び防災に関する技術に係る調査、試験及び研究を推進するとともに、国内外においてこれらの技術等の活用及び普及を図ることにより、わが国経済社会の発展及び国民生活の安定・向上に寄与している。 今後とも、当センターが培った知見や経験、高度の専門性を活かし、本県における沿岸域及び海洋における公共インフラの維持管理に取り組んでいくため、出資を継続する必要がある。											

長崎県の出資団体の状況

直近の決算日: 令和 5年 5月 31日

団体名	(一財) みなと総合研究財団			定款等に定める事業内容					
所管課名	土木部		港湾課						
資本金・ 基本金等 の額 (千円) ※直近の決 算日現在	長崎県	3,000	0.5	(1) 港湾・空港の開発、利用、保全、再生及び管理に関する総合的・科学的な調査研究 (2) 沿岸域・海洋の環境の創造、利用、保全、再生及び管理に関する総合的・科学的な調査研究 (3) 港湾・空港及び沿岸域・海洋に関する情報の収集、蓄積及び提供 (4) 港湾・空港及び沿岸域・海洋に関する指導及び相談 (5) 港湾・空港及び沿岸域・海洋の管理に関する業務及び審査 (6) 多様な活動主体との連携、これら主体に対する支援及びこれら主体の協働の場の提供 (7) 講演会、研究会の開催及び出版物の刊行 (8) 国、地方公共団体、国際機関等に対する提言					
	その他	547,456	99.5						
	合計	550,456	100.0						
県財政負担 (千円) ※R4年度	補助金	負担金	委託料	貸付金残高	損失補償等残高				
今後の 関与の 方針	○印を記入	○	現状維持	拡充	縮小	関与廃止			
	その理由	港湾・空港及び沿岸域・海洋に関する総合的・科学的調査研究及び多様な活動主体との連携を行い、その成果の普及を通じて環境と調和した港湾・空港及び沿岸域・海洋の形成を図ることにより、国内外の交通ネットワークとわが国社会の発展及び公共の福祉の増進に寄与している。 今後とも、当財団が有する経験やノウハウ、多様な人材ネットワークを活かし、本県における港湾・空港及び沿岸域・海洋に係る課題等に取り組んでいくため、出資を継続する必要がある。							

長崎県の出資団体の状況

直近の決算日: 令和 5年 3月 31日

団体名	(一財) ダム技術センター			定款等に定める事業内容				
所管課名	土木部		河川課					
資本金・ 基本金等 の額 (千円) ※直近の決 算日現在	長崎県	2,600	2.1	(1) ダムの建設及び管理の技術に関する調査研究等 (2) ダムの建設に伴う用地補償等に関する調査研究 (3) 前2号の調査研究の成果の提供 (4) ダム事業に関する技術協力に係る業務の受託 (5) ダムの建設及び管理の技術並びにダムの建設に係る用地補償等に関する講習会等の開催 (6) ダムに関する知識の普及啓発				
	他の都道府県	119,600	97.9					
	合計	122,200	100.0					
県財政負担 (千円) ※R4年度	補助金	負担金	委託料	貸付金残高	損失補償等残高			
今後の 関与の 方針	○印を記入	○	現状維持	拡充	縮小	関与廃止		
	その理由	ダム技術センターは、ダムに関し広範にわたって高度な技術力を有し、非常に多くの技術協力や調査研究を実施している機関である。本県では数多くのダムを有しており、これらの管理や、また新たなダム建設に係る新技術やコスト縮減などに向けて、本県のダム事業推進に深い関わりがあり有益性が高いため、関与については現状維持とする。						

長崎県の出資団体の状況

直近の決算日: 令和 5年 3月 31日

団体名	(一財) 河川情報センター			定款等に定める事業内容					
所管課名	土木部		河川課						
資本金・ 基本金等 の額 (千円) ※直近の決 算日現在	長崎県	10,000	1.9	(1) 河川・流域情報の収集、処理・加工、解析、保管及び提供に関する調査研究 (2) 河川・流域情報の収集、処理・加工、解析、保管及び提供に関する技術開発及びシステムの標準化 (3) 河川・流域情報及び関連情報の収集、処理・加工、解析、保管及び提供 (4) 河川・流域情報及び関連情報の収集、処理・加工、解析、保管及び提供に関するシステムの管理 (5) 河川・流域情報の活用に関する調査研究、技術開発及びシステムの標準化並びにシステムの整備及び管理 (6) 河川・流域情報に関する知識及び技術の普及 (7) 河川・流域情報に関する研究への助成並びに河川の整備・利用及び防災に関する諸活動への協賛 (8) 河川・流域情報に関する国際協力 (9) 前各号に関する業務の受託 (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業					
	他の都道府県	460,000	88.5						
	他縣市町	50,000	9.6						
	合計	520,000	100.0						
県財政負担 (千円) ※R4年度	補助金	負担金	委託料	貸付金残高	損失補償等残高				
今後の 関与の 方針	○印を記入	○ 現状維持	拡充	縮小	関与廃止				
	その理由	河川情報センターは、河川・流域情報の管理や提供手法の調査研究を行い、防災機関や社会への提供を行っている団体である。多くの河川を抱える当県においても、それらを有効活用し河川の適切な管理を行うことで、水災害の予防や軽減を図ることが可能であり、安全安心な社会づくりに関して有益性が高いため、関与については現状維持とする。 また、危機管理型水位計運営協議会の事務局として各種の情報提供もあり関与は不可欠なものである。							



長崎県の出資団体の状況

直近の決算日: 令和 5年 3月 31日

団体名		(一財) リバーフロント研究所		定款等に定める事業内容				
所管課名		土木部 河川課						
資本金・ 基本金等 の額 (千円) ※直近の決 算日現在	長崎県	2,500	0.5	(1) 水辺空間における環境目標、生態系の機構解明、環境の経済価値、気候変動の影響等の基本的課題に関する調査、研究及び技術開発 (2) 低炭素社会形成に資する流域水循環管理に関する調査、研究及び技術開発 (3) 災害に対してしなやかで強靱な流域形成に関する調査、研究及び技術開発 (4) 生態系サービスを楽しむ流域社会構築に関する調査、研究及び技術開発 (5) 前各号の施策、制度にかかる意識共有、合意形成に関する調査、研究及び技術開発 (6) 前各号に関する情報提供、提言、指導、企画立案及び国際協力 (7) その他前各号の事業を達成するために必要な事業				
	県内市町	4,500	0.8					
	他の都道府県	142,500	26.3					
	他県市町	392,800	72.4					
	合計	542,300	100.0					
県財政負担 (千円) ※R4年度	補助金	負担金	委託料	貸付金残高	損失補償等残高			
今後の 関与の 方針	○印を記入	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 関与廃止			
	その理由	リバーフロント研究所は、河川、湖沼等の水辺空間に関し、そのあり方や、利用、整備、生態の保全等についての調査研究及び技術開発を行っている機関である。多くの河川を抱える当県においても、河川整備について、防災と同様に、親水、自然保護についても検討していくことが必要であり、非常に有益性が高い団体であるため、関与については現状維持とする。						

長崎県の出資団体の状況

直近の決算日: 令和 5年 3月 31日

団体名	(一財) 砂防フロンティア整備推進機構			定款等に定める事業内容									
所管課名	土木部		河川課		(1) 砂防指定地等及びその周辺の保全整備と管理に関する調査研究並びに情報提供、提言及び指導 (2) 砂防指定地等及びその周辺の危機管理体制の整備等に関する調査研究 (3) 砂防事業等に関連する地域の利用並びに活性化のための調査研究 (4) 砂防指定地等及びその周辺の情報の管理に関する調査研究 (5) 砂防指定地等の指定・公示に関する調査研究 (6) 砂防指定地等の指定・公示に係る技術的支援等に関する調査研究 (7) 前各号に関する業務の受託 (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業								
資本金・基本金等の額 (千円) ※直近の決算日現在	長崎県	2,500	0.6										
	県内市町	57,468	14.4										
	他の都道府県	92,915	23.2										
	その他	247,117	61.8										
合計	400,000	100.0											
県財政負担(千円) ※R4年度	補助金	負担金	委託料	貸付金残高	損失補償等残高								
今後の関与の方針	○印を記入		○ 現状維持	拡充	縮小	関与廃止							
	その理由	当団体は、平成3年に「砂防指定地等の保全や管理、砂防事業等に関連する地域の利用、活性化のための調査研究等を行い、その成果を社会に提供し、国土の保全と安全で快適な国民生活の向上に寄与すること」を目的とし、地方公共団体と民間が協力して、設立されることとなり、設立趣旨に賛同して設立時の平成3年度に本県も出資(出捐)したものである。 現在、土砂災害防止法を踏まえ「大規模な土砂災害に対応した危機管理体制の整備等に関する調査・研究」に特に取り組まれており、本県の砂防事業及び危機管理対策を推進するにあたり当該団体は、必要不可欠であり、関与については現状維持とする。											

長崎県の出資団体の状況

直近の決算日: 令和 5年 3月 31日

団体名	(一財) 高齢者住宅財団			定款等に定める事業内容		
所管課名	土木部	住宅課		高齢者に係る住宅、生活関連サービス、まちづくり等に関する調査・人材研究・情報提供、高齢者向け住宅整備の支援、管理運営及び高齢者等に対する家賃債務保証等の事業を行っている。		
資本金・基本金等の額 (千円) ※直近の決算日現在	長崎県	10,000	3.9			
	他県等	246,100	96.1			
	合計	256,100	100.0			
県財政負担 (千円) ※R4年度	補助金	負担金	委託料	貸付金残高	損失補償等残高	
今後の関与の方針	<input type="radio"/> 〇印を記入	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 関与廃止	
	その理由	サービス付き高齢者向け住宅は、県内において令和5年11月において128件、3,301戸が登録されており、高齢者の安全・安心な居住環境の提供に寄与している。高齢化社会の進展に対応する住宅政策として重要な当該住宅の登録及び、補助申請の業務を担う高齢者住宅財団への県の出資は妥当である。				

長崎県の出資団体の状況

直近の決算日: 令和 5年 3月 31日

団体名	(公財) 区画整理促進機構			定款等に定める事業内容					
所管課名	土木部		住宅課						
資本金・ 基本金等 の額 (千円) ※直近の決 算日現在	長崎県	10,000	0.3	(1) 土地区画整理事業の準備段階から実施に至る各段階における体制の整備及び専門家の育成及び派遣等に関する支援 (2) 区画整理によるまちづくりに係る宅地の利用促進とまちの熟成に向けた支援 (3) 前2号に関する調査研究及び受託 (4) 統計資料・図書の刊行及び講習会・相談会の開催並びに情報の提供等 (5) 土地区画整理事業に係る資金の債務保証等 (6) 区画整理によるまちづくりに関する各種機関への提言等 (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業					
	他の都道府県・政令市	650,000	18.5						
	民間企業	2,850,000	81.2						
	その他	1,600	0.0						
	合計	3,511,600	100.0						
県財政負担 (千円) ※R4年度	補助金	負担金	委託料	貸付金残高	損失補償等残高				
今後の 関与の 方針	○印を記入	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 関与廃止				
	その理由	本機構は土地区画整理事業の一層の促進を図るため、事業の円滑な着手の支援、事業推進に係る各種の支援、事業地区に係る宅地利用促進の支援を行っている。 長崎県は施行者として土地区画整理事業を行っていないが、長崎県内の自治体等が現在施行していることから、土地区画整理法第123条などに基づく助言等を求められることがあり、適切な助言をするためにも本機構による当県の支援は不可欠である。							